

令和 8 年度新居浜市国民健康保険事業計画（案）

1 目的

本計画は、新居浜市国民健康保険事業を安定的かつ効果的に推進するため、事業運営の方針と主な取り組みについて定めます。

2 基本方針

令和 7 年度の国民健康保険事業については、県が策定した「愛媛県国民健康保険運営方針（以下「県運営方針」という。）」を踏まえ、次に掲げる重点事業の積極的推進を図ります。

3 重点事業

- (1) 適正な保険料率の設定
- (2) 適正な保険料の徴収
- (3) 被保険者資格の適用の適正化
- (4) 適正な保険給付
- (5) 保健事業
- (6) 医療費の適正化
- (7) 広報啓発事業

4 重点事業の内容

(1) 適正な保険料率の設定

令和 8 年度保険料率については、愛媛県が目指す保険料率統一に向け、県が定めた市町標準保険料率を参考に、保険料率の設定を行います。

(2) 適正な保険料の徴収

県運営方針において、収納率目標は、直近 3 か年（令和 4 年度～令和 6 年度実績）の最高収納率とすると示されているため、現年度分収納率目標は 96.34%とします。滞納繰越分収納率目標は、令和 7 年度徴収率を鑑み、48.75%をとし、引き続き収納対策の強化に努めます。

収納率目標と収納実績

	現年度分	滞納繰越分
令和 8 年度 目標	96.34%	48.75%
令和 7 年度 見込	96.00%	48.50%
令和 6 年度 実績	95.90%	48.23%
令和 5 年度 実績	96.25%	44.13%
令和 4 年度 実績	96.34%	48.42%

令和6年12月の法改正により短期被保険者証の制度が廃止されたため、滞納者との接触機会の維持、向上が課題となっています。そのため、滞納者との接触機会の確保や適切な滞納処分を行い、保険料収納率の向上を図ります。

ア 滞納者との早期接触

保険料等相談員4名を任用し、滞納初期段階で電話や訪問による納付勧奨を行い、滞納の早期解消を図ります。

イ 滞納処分

滞納者の預貯金、生命保険等財産調査等を実施し、財産が発見された場合は適切に滞納処分を実施します。

(3) 被保険者資格の適用の適正化

被保険者資格の適用の適正化は、国保事業を健全に運営するうえで基本的な事項であるため、資格得喪未届者の的確な把握と適用に努めます。

ア 資格適用の適正化対策

医療保険者等向け中間サーバーに登録された資格情報をもとに、被用者保険等と国民健康保険の資格が重複している者のリストを活用し、資格の得喪処理の適正化を図ります。

イ 居所不明者の調査、職権消除

事務処理要領に基づき、居所が不明な被保険者に対し、現地調査などを実施した結果、不現住が確認された被保険者について、市民課に住民基本台帳の抹消を依頼し、資格喪失処理を行います。

ウ 未申告者対策

所得申告のない世帯については、適正な所得把握のため、簡易申告書を送付するほか、返信のない世帯には訪問等により申告を促します。

(4) 適正な保険給付

保険給付の適正化を図るため以下の取組を行います。

ア レセプト点検

医療費の適性化と抑制を図るため、レセプト点検員3名を任用し、診療報酬明細書の厳正な内容点検を行うとともに、研修等により点検員の技術向上を図ります。レセプト点検においては、財政効果率（内容点検）0.20%を目標とし、点検効果の向上に努めます。

イ 療養費の支給の適正化

県が作成する療養費の支給事務に関する基本的な考え方や一定の基準についての事務処理マニュアルを活用して療養費支給の適性化を図ります。また、柔道整復については患者調査を実施し、不正防止に取り組みます。

ウ 第三者行為求償や過誤調整等の取組強化

県内で統一化される疑義案件の抽出方法に基づき処理を行うことにより、第三者行為求償事務の強化に取り組みます。

過誤調整等については、窓口での資格得喪の手続時に確実に被保険者への案内を行い、資格喪失後受診の防止に努めます。また、積極的に保険者間調整を活用することにより、診療報酬返還金の未収防止を図ります。

(5) 保健事業

生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に、特定健康診査・特定保健指導に積極的に取り組むとともに、「第3期保健事業実施計画（以下、「データヘルス計画」という。）」及び「第4期新居浜市特定健康診査等実施計画」に基づいた保健事業に取り組みます。

ア 特定健康診査・特定保健指導

被保険者の生活の質の維持及び向上と医療費の伸びを抑制するためには、脳血管疾患や虚血性心疾患等の罹患率を下げるのが課題となっています。

その課題解決に向けて、特定健康診査の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上を目指した効果的な取組を実施します。

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値と実績

		特定健康診査の受診率	特定保健指導の実施率
令和8年度	目標	38.0%	60.0%
令和7年度	見込	37.0%	60.0%
令和6年度	実績	36.0%	59.8%
令和5年度	実績	36.1%	60.6%
令和4年度	実績	36.3%	68.8%

イ データヘルス計画の推進

被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を実現するため、「データヘルス計画」に基づいて、生活習慣病の発症及び重症化予防のための効果的かつ効率的な保健事業に取り組みます。

特に、脳血管疾患や虚血性心疾患といった疾患にかかる医療費・介護給付費は高額であるため、これらの疾患の最大の危険因子である「高血圧」に着目した高血圧重症化予防事業の強化を優先課題としています。具体的には、家庭血圧測定の習慣化と治療継続の必要性について、保健指導と普及啓発を行います。特定健診の結果でⅡ度高血圧（高血圧治療中の人も含む）だった者の割合は、10.0%（現状値：R6集計11.0%（544人））を目指します。

(6) 医療費の適正化

県内平均に比べ高い一人当たり医療費の抑制を図るため、以下の取組を行います。

ア ジェネリック医薬品の利用率向上

「ジェネリック医薬品希望カード」の全戸配布及び新規加入者への窓口配布を実施します。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬剤費の差額通知を年2回実施します。ジェネリック医薬品の使用率は80.0%を目指します。

イ 医療費通知

医療費の適正化、適正受診及び健康に対する意識啓発を目的に、年4回実施します。

ウ 重複受診者等に対する訪問指導

レセプト情報を活用して、重複受診者のうち、重複服薬者を中心に、適正受診や疾病予防に関する指導を行います。

(7) 広報啓発事業

法改正により令和6年12月から施行されたマイナ保険証を基本とする仕組みや被保険者の健康づくりに関する正しい情報について重点的に周知、広報を図ります。また、マイナ保険証のメリットについても周知、広報を図り、マイナ保険証の利用登録率の向上にも繋がります。

ア マイナ保険証を基本とする仕組みやメリットの周知

市政だより、ホームページ、パンフレットを活用し、周知を図ります。

イ 健康寿命の延伸

市政だより、ホームページ、パンフレットを活用し、周知を図ります。

ウ 医療費適正化

市政だより、ホームページを活用し、周知を図ります。

エ 子ども子育て支援金制度についての広報

保険料納入通知書を送付する際に同封する「みんなの国民健康保険」で周知する外、ホームページ、パンフレットを活用し、周知を図ります。